

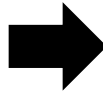
# 府外に事業所等をお持ちの取扱事業体の皆様へ

平成31年5月以降の取扱事業体の認定範囲が原則京都府内に変更となります。  
 ※現在の認定有効期間は最大で平成31年4月30日までです

## 現行

## 平成31年5月以降

業務内容	認定対象となる事業所等の所在地
原木生産	府境から100km圏内 (生産地は府内)
原木市場	府境から100km圏内
製材・加工 (合板、集成材製造、プレカット等を含む)	府境から100km圏内
流通	府境から100km圏内



業務内容	認定対象となる事業所等の所在地
原木生産	<b>府内</b>
原木市場	<b>府内</b>
製材・加工 (合板、集成材製造、プレカット等を含む)	<b>府内</b>
流通	<b>原則府内</b> (加工品の流通のみの場合は府境から100km圏内)

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、平成31年5月以降も認定されます。  
 (京都府産木材認証制度実施要綱の運用第4)

特例的に認定される場合	対象となる事業所等の所在地	有効期間	手続きの進め方
府内では生産・加工が困難な <b>特殊な製品を製造</b> される場合	府外	認定を受けた日から翌年度の4月末まで	要相談 (平成30年度秋以降)
<b>公共事業等に使用する製品</b> で、府外の事業所等で生産・加工することがやむを得ないと判断される場合	府外	公共事業等の完了まで	要相談 (平成30年度秋以降)
<b>加工された京都府産木材の流通のみ</b> を、府境から路程100km圏内の府外の事業所等で行う場合	府境から路程で100km圏内	通常どおり (最大3年間)	H30秋頃をめぐりに別途案内 ※今後も認定を希望される場合は必ず手続きが必要になります